

【ご注意ください】
学生本人が来庁して申請してください。

令和8年度 階上町奨学金募集要項

階上町教育委員会

階上町奨学金貸与条例に基づく奨学生を、次のとおり募集します。

1 対象

経済的理由により修学が困難であり、次の①、②いずれにも該当する人

①保護者（※1）が町内に住所を有していること。（※2）

※1 貸与を受けようとする人が未成年の場合はその親権者、成年の場合はその父母又はそれに代わる人

※2 貸与期間中に保護者が町外に転出した場合は、貸与を廃止します。

②学校教育法に規定する高等学校、高等専門学校、短期大学、大学、専修学校（高等課程、専門課程）に在学する人又は進学することが確定した人

※各種学校、大学院は対象となりません。

2 貸与額

奨学生の在学する学校の正規の修業期間中、次の金額を貸与します。

対 象	貸与月額(上限額)
高校、高等専門学校1～3年生、専修学校(高等課程)	20,000円
大学、短大、高等専門学校4・5年生、専修学校(専門課程)	40,000円

※奨学金は無利息です。

3 貸与方法

貸与月額を6か月分ずつ年2回、本人名義の口座へ振込します。

①前期（4月～9月）分…… 5月下旬

②後期（10月～3月）分…… 10月下旬

4 償還方法

貸与終了後、1年据え置いてから10年以内に償還します。

ただし、辞退や退学等により、奨学生の決定を取消された場合は、その月の1年後から10年以内に償還します。

償還方法は月賦払い、半年賦払い、年賦払いのいずれかの方法を選択し、「ゆうちょ銀行口座」からの口座振替となります。納期限は、月賦払いの人は毎月末、半年賦払いの人は7月末と1月末、年賦払いの人は1月末です。

また、上位学校への進学者はその修業期間猶予することができます。(その場合申請が必要です。)

5 申請方法

申請書類を揃えて、**学生本人(申請時点で未成年の場合は保護者も同席すること。)**が**教育委員会学校教育グループ(役場2階)**に直接来庁し、申請してください。

本人の意思確認及び奨学金の留意事項の説明のため、必ず学生本人が来庁してください。郵送や保護者又は代理人による提出は、受け付けておりませんが、就学中で遠方に住んでいるなどの事情がある場合は、ご相談ください。

貸付をする相手は学生本人であり、その保護者等ではありません。
学生本人が、自らの責任で奨学資金を借り、自らの責任で返還していただきます。

【申請書類】

- ① 奨学金貸与申請書 (HP より取得可能)
- ② 合格通知書の写し(在学中の場合は、在学証明書)
- ③ 所得証明書(父母又は父母に代わって生計を支えている人のもの)
※所得情報閲覧同意書を提出した場合は省略することができますが、未申告により所得の情報を確認できない場合や、申請する年の1月1日に階上町に住民登録がない場合は、所得証明書の提出が必要です。
- ④ 住民票(申請書の家族の状況欄に記入したすべての人のもの)
※住民情報閲覧同意書を提出した場合は省略することができますが、階上町に住民登録がない場合は、住民票の提出が必要です。
- ⑤ 申請時の留意事項(申請来庁時にお渡しし、その場で記入していただきます。)

※申請受付後、家計の状況がわかる書類等の提出をお願いする場合があります。

【申請期間】

令和8年3月2日(月)から令和8年3月31日(火)まで

窓口受付時間：8時15分から16時30分まで (土日・祝日を除く)

※期間終了後は受付できません。

【申請時のお願い】

- ・事前にお電話で来庁日時をお知らせください。
窓口でのスムーズな対応のため、御協力をお願いします。
- ・書類確認及び留意事項の説明のため、10分~20分かかりますので、時間に余裕を持って御来庁ください。

6 申請後の流れ

4月中旬 貸与決定通知

5月上旬 奨学金貸与契約書提出

【提出書類】① 奨学金貸与契約書

② 印鑑証明書(連帯保証人各1通)

③ 住民票の写し

※住民情報閲覧同意書を提出した場合は省略することができますが、階上町に住民登録がない場合は、住民票の提出が必要です。

④ 請求書

⑤ 在学証明書 など

5月下旬 奨学金前期分振込

(月額×6か月分※令和8年4月～令和8年9月分)

10月下旬 奨学金後期分振込

(月額×6か月分※令和8年10月～令和9年3月分)

7 連帯保証人

連帯保証人は奨学生と同等の債務責任を負います。

奨学生が返済を怠った場合、また何らかの理由により返済ができなくなった場合に、連帯保証人の方に返済していただくことになります。

【連帯保証人になることができる方】

原則として次の条件を備えた方です。

- ① 1人は奨学生の保護者とし、もう1人は奨学生と別生計の人であること。
- ② 奨学金返済の責めを負うことができる人

8 その他

階上町奨学金は、他団体の奨学制度と併用できます。

【問合せ先】

階上町教育委員会 教育課 学校教育グループ

〒039-1201 青森県三戸郡階上町大字道仏字天当平 1-87

TEL 0178-88-2495 FAX 0178-88-1803